

子どもシェルター

レラピリカ

NEWSLETTER

ニュースレター [発行日 2015 年 7 月]

No.03

ご挨拶



もっと子どもに優しいまなざしを

選挙権の年齢が18歳になるようです。それに合わせて、「選挙権が与えられたのであれば責任も負わなければならない」ということで、現在20歳である少年法の対象年齢や成人年齢を18歳にすべきであるとの意見が結構、幅を利かせています。

私たちの「子どもシェルター」は、社会的養護制度の「すき間」で苦しんでいる18歳から20歳の子どもたちのために開設したのですが、この「すき間」は、やろうとすればいろいろ工夫のできる「空間」でした。ところが、成人年齢が18歳に引き下げられると、社会的養護と成人との間に年齢的なズレ(すき間)がなくなり、その結果、18歳までは子どもだから児童相談所が面倒をみるが、18歳になったら大人なのだから一人で生きていきなさい、ということになります。しかし、今の日本で、親の支援がなく、社会的養護の対象からはずれた18歳から20歳までの子どもたちは一人でどうやって生きていけばよいのでしょうか……。こういうのを「切り捨て」と言うのです。そこには、子どもを社会で育もうという優しさがありません。大人たちのとても冷たい視線を感じます。

シェルター開設以来、1年半。これまでに28人の子どもたちが利用してくれました。「ここの雰囲気が入った! ずっとここにいたい」と言ってくれる子どもたち。でも、ここは「とまり木」であってずっといるところではありません。子どもたちは自分の力で飛び立たなければならないのです。

その力をつけるためには、成人年齢を18歳に引き下げるのではなく、逆に社会的養護の対象年齢を20歳に引き上げることによって「すき間」をなくすることが必要だと思います。費用がかかってもいいではありませんか。子どもに対するお金は、未来への投資なのですから。



子どもシェルターレラピリカ
理事長

内田 信也



子どもシェルター全国ネットワーク会議報告



平成26年11月1日から2日の二日間にわたり、札幌にて、子どもシェルター全国ネットワーク会議が開催され、レバリカからもスタッフや弁護士が参加しました。

子どもシェルター全国ネットワーク会議とは、年1回、全国各地で子どもシェルターの運営に携わっている弁護士やスタッフ、子どもシェルターの立ち上げを考えている弁護士等が集まり、情報交換や意見交換を行う会議です。札幌では初めての開催でしたが、全国から17団体、90名のスタッフ及び弁護士が参加し、活発な議論が行われました。

会議では、全国各地の子どもシェルターの現状や運営上の課題について報告や意見交換が行われ、各シェルターが様々に取組んでいる課題や工夫のほか、子どもシェルターを取り巻く制度の問題点、関係機関との連携のあり方、財政問題など、全国に共通するテーマについても議論が行われました。また、全体会議とは別に運営者部会とスタッフ部会も開

かれ、スタッフ部会では、運営とは異なる現場の視点から、入居している子どもとの接し方などについても意見交換が行われました。

一日目の会議終了後には、シンポジウム「子どもシェルターのこれからを考える～公的制度と運営をめぐる課題」が開催されました。はじめに、坪井節子弁護士(社会福祉法人カリヨン子どもセンター理事長)から、子どもシェルターの運営やそれに関わる制度をめぐる課題などについて、基調報告が行われました。引き続き、各地で子どもシェルターの運営に関わる4名のパネリスト(「そだちの樹」(福岡県)理事・小坂昌司弁護士、「子ど



もシェルターモモ」(岡山県)副理事長・井上雅雄弁護士、「子どもセンターののさん」(京都府)理事長・安保千秋弁護士、「子どもセンターるーも」(和歌山県)運営委員兼児童相談所職員・土居聡弁護士を壇上に招き、パネルディスカッションが行われました。パネルディスカッションでは、関係機関の理解と協力を得て順調に運営しているシェルターがある一方、財政や運営の課題を抱えシェルター休止を余儀なくされた例なども紹介され、子どもシェルターの制度や運営をめぐる課題について意見交換が行われました。議論のまとめとして、各シェルターで努力や工夫を行うことはもちろん必要ですが、子どもシェルターの特色に応じた公的財政支援の拡充も不可欠であることが確認されました。

また、シンポジウムの終了後、子どもシェルター関係者による懇親会が開かれ、会議とは違った打ち解けた雰囲気の中で、自由に情報交換や意見交換が行われました。

全国初の子どもシェルター「カリヨン子どもセンター」が作られてから10年以上が経ち、子どもシェルター設立の機運は全国に広がっています。一方で、新しい活動ゆえの課題も出てきており、改善していかななくてはならないことがたくさんあ



ります。しかし、今回の会議を通じて、全国のシェルターに関わっているたくさんの仲間が、さまざまな課題や困難に立ち向かい、居場所のない子どもを支援したいという同じ思いで活動していることを実感し、私たちにとって大きな励みとなりました。私たちレラピリカは、今後も、皆さまのご支援をいただきながら、理事、弁護士、スタッフとで力を合わせ、全国の子どもシェルターとも連携・協力し、より良い子どもシェルターを目指していきたいと思ひます。

※今回の子どもシェルター全国ネットワーク会議及びシンポジウムは、公益財団法人キリン福祉財団の支援により開催されました。





子どもシェルターとレラピリカが抱える課題(その1)

事務局長 中島 圭太朗

本号以降何回かに分けて子どもシェルター制度の抱える問題点について、連載する予定ですが、まず、第1回は、運営資金に関して指摘したいと思います。

平成24年4月から、子どもシェルターも自立援助ホームの一類型として運営資金の一部を公費より支出してもらえるようになりました。これにより、子どもシェルターの運営は、以前に比べればはるかに安定するようになったといえます。しかし、この公費助成にも問題がいくつかあることがわかってきました。

第1に、自立援助ホームの公費助成は、施設定員により翌年度の助成金額が変わるのですが、前年度の受け入れ実績で公費助成の際の施設定員が暫定的に定められる(暫定定員といいます。)という仕組みが取られています。暫定定員が適用になるか否かの計算方法はいくつかあるのですが、子どもシェルターの場合、短期の滞在の子どもがどんどん入れ替わりますので、前年度の1年間の受け入れ実績が施設定員の2倍以上の場合は、暫定定員制の適用はないという運用がなされています。当法人のシェルター「のんの」(定員6名)に関しては、平成26年度の受け入れ人数が20人と、今年度の暫定定員の適用はなかったのですが、全国に目を向けますと、受け入れ実績が定員の2倍に届かず、今年度の公費助成がほとんど受けられなくなったところも出てきています。

子どもシェルターを利用しなければならない境遇の子どもがいないことに越したことはないですし、どうか利用してくださいと宣伝・呼び込みをして、利用者数を増やすというものでもありませんので、悩ましい問題です。

第2に、初日在籍問題というものがあります。自立援助ホームの公費助成は、原則として「その施設の月額保護単価×その施設の定員(その月の初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)」で金額が定められます。言い換えれば、各月の初日に私的契約児がいると、自立援助ホームに支給される公費助成金が減ってしまうのです。シェルターには様々な子どもがやってきますし、来

るタイミングもバラバラです。自立援助ホームの委託措置が取られずに、シェルターに直接来るということもあります。シェルターに入居したときに必ず自立援助ホームへの委託措置が受けられていないという子どもの方が多いのです。子どもシェルターは子どもの緊急避難先ですから、入居を待ってもらうということはできません。月末の入居の場合は、スタッフも子ども担当弁護士(通称「コタン」)も慌ただしく、自立援助ホームの委託措置を受けるべく、申請書を作っています。

当法人では、私的契約でしか入居できない可能性の高い子どもであっても、できる限り迅速に受け入れたいと考えています。法の隙間を埋めるために生まれた子どもシェルターが、公費助成を受けるために私的契約を敬遠してはならないのですが、各月の初日が近づくと、葛藤が生じます。

第3に、公費助成のみでは、シェルター運営に十分なスタッフを確保できないという問題です。当法人のシェルター「のんの」では、専属のスタッフ5人が24時間体制で子どもと一緒に生活し、子どもの相談にあたっています。24時間365日を5人のスタッフで分担するというのは、実は労働基準法を守るためにはギリギリの人数です。ボランティアさんの協力がなければ実現しませんし、スタッフの誰かが病気になるればまわりません。当法人では、5人体制の人員費は、公費助成と皆様からの寄付でなんとかこなっていますが、6人目のスタッフを雇う余裕はありません。

自立援助ホームの公費助成は、6名定員の施設で3人の職員がいれば良いとなっておりますので、人員費も3人分が前提となっているようです。しかし、3人のスタッフでは24時間営業のシェルターを運営していくことはできません。

以上のように、公費助成がなかった頃に比べれば、子どもシェルターの運営は格段に楽になりましたが、公費助成だけで十分に運営できるようになったというわけではないということです。



コタン奮闘記 障がいと虐待に苦しむ少女を担当して

弁護士 堀井 雄三

私が担当したA子さんは、親からの虐待に耐えられず家を出した少女でした。警察などいくつかの公的機関を経由して、レラピリカにやってきました。

私と担当理事は、正式に入居が決まる前から、Aさんのもとへ面談に通いました。第一印象では、いわゆる健常者のように見えました。しかし、Aさんは、障がい者のための「手帳」を所持していました。また、込み入った話題になると、口をつぐんでしまう姿も見られました。ただ、Aさんは、虐待を受けているため自宅に帰ることができないと一貫して訴えており、その説明には迫真性もありました。ですから、私は、Aさんをレラピリカで保護する必要があると判断しました。

こうして秋のある日、Aさんを、子どもシェルターレラピリカで受け入れることになりました。

さてここからがコタンの奮闘の日々の始まりです。

A子さんは、就労して早く自立することを希望していました。また、Aさんの年齢に由来する法制度上の制約もありましたので、私とA子さんは、1か月程度でシェルターを退去する計画を立てました。

私は、まず医療的なサポートが必要であると考えました。A子さんは、身体・精神・性の広い範囲にわたって、幼少期から虐待を受けていました。障がいも抱えています。そこで、Aさんがスムーズに診察を受けられるよう、医師や行政との連絡に奔走しました。

A子さんは障がいを抱えているわけですから、退去後は、福祉専門職の力を借りなければなりません。そこで、札幌市障がい者相談支援事業所にAさんと一緒に出かけ、福祉サービスについて相談をしました。

A子さんの身体の安全を継続的に確保する必要もありました。そのために、シェルター入居中から、警察とこまめに連絡を取り合いました。

さらに、今後、A子さんの親に対する法的措置が必要になる可能性もありました。選択し得る法的措置について検討する上では、虐待内容を正確に把握し、記録化しておくことが有用でした。そのために、司法面接という聴き取り方法を利用することにしました。司法面接の実施にあたっては、子どもの供述の研究者として知られる北海道大学大学院の仲教授に監修をお願いしました。

司法面接に関しては、数年前から何度かセミナーを受講していたため、概要は学んでいました。実際に実施してみると、A子さん自身の語彙で、たくさんの事実を聴き取ることができました。支援方針を検討する上でとても役立ちました。

私がコタンとして活動した約1か月間は、ほとんどが、他の機関との連絡・調整や、申請手続き、A子さん本人の移動などに奔走する毎日でした。無事に予定通りの日程で退

去した時には、A子さんを囲んで、誕生日パーティーを兼ねたお祝いを開きました。



A子さんのコタンとして活動したことで、私は、多職種での連携の大切さに改めて気づきました。子どもシェルターは、問題のある環境から逃げてきた子どもを受け止める家です。そこでは、子どもたちが抱え込んでいた様々な問題が立て続けに噴出します。法律家だけでは対応できない問題も多いため、様々な分野の専門家の協力が必要です。今回、A子さんに支援の手を差し伸べてくださった皆様には、この場をお借りして深くお礼申し上げます。今後、このニュースレターをお読みになっている皆様のお力が必要になる機会もあると思います。その際には、お力添えのほどをお願いいたします。

もう一つ気づいたことがあります。私たち弁護士が、ふだん家事事件などを担当する際、虐待の防止という観点を忘れてはならないと思いました。A子さんの生育歴においても、虐待の予兆や徴候に周囲の大人が気づく機会が多々あったようです。助けを求めている子どもやその監護者に適切な関わりをできるよう心がけて行きたいところです。

以上

「のんの」に入居して

入居して、2か月が経とうとしています。

自分は最初、弁護士さんと待ち合わせをして、のんのに来ました。車の中ではレラピリカについて説明があり、弁護士さんが担当するという意味が分からず、どんな風になるのか、どんな場所なのか、向かっている間ずっと考えていました。着いてみて『ただの一軒家だ!!』とびっくりしたのを覚えています。

そして、スタッフさん、弁護士さんとの初対面では緊張したのですが、想像していた以上に優しい人達で、入居している方々も『本当に問題を抱えているのか?』と思うくらい明るく、元気な方々ばかりで、驚くことがたくさんありました。

生活していく中で、一番嬉しかったこと、それは自分自身が抱えている問題について、黙って一緒に考えてくれたことです。今まで誰にも理解されず、相談できなかったので、自分にとって本当に嬉しいことでした。シェルターに来るまでは、人を信じるのが怖くて、関わることも避けていたのですが、のんので、今後どうしたらいいか一緒に考えてくれるスタッフさんや目標に向けて動いてくれる弁護士さん、色々な人達が関わってくれて、その人達のおかげで、温かさに触れ、心が楽になりました。

自分がののに来たのは、家に居ることが出来ず、自立するためです。個性豊かな入居者のみんなと居ると一日一日が早く、笑顔の絶えない、楽しい毎日でした。ただ、自分の目標を叶えるためには楽しいことばかりではなく、現実に向き合わなきゃならない時もあり、落ち

込むこともありましたが、入居者の皆がいてくれたおかげで、前向きになれ、ここまで来られました。

ここで出会った人達は、家族のようで、退居した後も良い思い出としてずっと心に残ると思います。忘れないぐらい、それぐらい充実した日々でした。

自分を担当してくれた弁護士さんは、元気が無い時に、忙しい合間をぬって会いに来てくれたり、話を聞いてくれたり、いつも自分のことの様に悩んでくれて、たくさん、たくさん支えられました。担当してくれた弁護士さんが、自分の担当で本当に良かったと心から思っています。

スタッフさんには、自分の気分によって、態度が変わったりとたくさん迷惑をかけたと思いますが、最後までお世話をしてくれ、自分のためを思って動いてくれたことに感謝しています。何人かのボランティアさんとも関わっていく中で、こんなボランティアもあるんだなと思い、自分もやってみたいと思いました。一人一人色々な支援があったりして、のののに居る間に様々な知識を得る事が出来ました。(笑)

これからも、たくさんのののに来た方達を、助けてあげてください。『のんの』に入居できたことを本当に良かったと思っています。今回無事に退居が決まりました。

自分に関わってくれた皆さん、本当にありがとうございます。ここで学んだことを退居後の生活に生かし、自立できた姿を今後見せていければ、それが小さな恩返しになると信じ、これから頑張っていきます。



スタッフ通信

のんの生活

開所して、1年半が経ちました。H27年5月の時点で、27人の12歳から19歳の方たちが、のんのでの生活をスタートさせ、それぞれの進む道に旅立っていきました。

まず入居する際に、のんのがどんな所か誰もが、想像すると思います。建物はどんな感じか？ 部屋は綺麗か？ 約束事やルールは厳しいのか？ 入居者はすでにいるのか？ いた場合は、どんな人なのか？ スタッフはどのような人なのか？ などなど……

のんのでは、料理やおやつ作りはもちろん……最近の入居者さんは、絵を描く事、漫画本を読む事、小説を読む事、DVD鑑賞、編み物、除雪の手伝い、TRFのダンス・エクササイズ、ビリーのエクササイズ、学習と様々な事をし、思い思いに時間を過ごしています。また、スタッフと何時間も話し、自分の気持ちを教えてくれる入居者さんもあります。スタッフも入居者さんの為に何か出来ないかを考えますが、限られた事しか出来ません。問題解決も、のんので待つ事しか出来ない事も多く、時間だけが過ぎていくのは不安が募ります。でも、周りの大人達は、一生懸命に考え、動いています。入居者さんにも、理解して欲しいのですが、なかなか進まない現状に、もやもやしてしまいます。当たり前ですよね。でも、携わる弁護士・スタッフは、皆……少しでも、より良い方向に向き、旅立てるようにしたいと思っています。

生活の様子を少し具体的に紹介したいと思います。

『建物』

建物は新築ですから、それはそれは綺麗で、初めて来たときには、皆……驚いています。お風呂も広く快適です。個室の部屋も4畳程ですが、落ち着けると喜んでいきます。また、前庭には様々な花、裏庭には野菜たちを育てています。

『食事』

食事はいつも入居者さんに褒められます。やはり、褒められる事は嬉しい事です。張り切って毎食スタッフが作っていますが、最近は入居者さんの中に料理が得意な方も多くて、一緒に作ってくれたり、時には全てお任せで作ってくれる時もあり、スタッフも大変嬉しく、しかも美味しく完成度の高さに驚かされます。



お菓子作りも簡単なお菓子から、難しいお菓子まで様々な物にチャレンジしていますが、いつも食べさせてもらい、本当に幸せな気持ちになります。また、悩みも出てきています。それは、のんのに来る前に食事をきちんと食べる事が出来てなかったり、偏っていた場合に、のんのできちんと3食食べる事で体重が増加してしまうと言う事も出てきてしまいました。そこで、DVDでエクササイズを行ったり、外で縄跳び、散歩、間食はしない等、試行錯誤で体重減少対策も行っています。

『約束事』

約束事やルールは、もちろんあります。「当たり前」の基準も人によっては違いますが、説明し理解して貰っています。

様々な事情を抱えて、ようやくのんのにたどり着いた事で、心身ともにゆっくりして欲しいと考えています。そのゆっくりしている事を見守る、皆で気分良く生活できる事が大切で、その為には互いを思いやる気持ちは必要ですね。

のんの生活に慣れてきた頃からは、自分の事は自分で言う事は当たり前ですが、色々考えて貰う事は出てきます。規則正しく生活をしてもらい、昼夜逆転する様な事のないようにして欲しいものです。また、今までの入居者さんをみて感じた、当たりの事ですが、規則正しく食事、睡眠をとると、体調を崩す事が少ないと言う事です。体調を崩し、病院に行く事はほとんどありません。

『スタッフ紹介』

スタッフは5人体制がベストと考えています。色々な事情で入れ替えもありましたが、新年度に入り、2人の新しい方々に勤務



U.Mさん



S.Kさん

して頂く事になり6月より5人体制となっています。その方々もシェルターの特質を理解し、入居者さんと共に一緒に日々過ごしています。似顔絵も新しく勤務をして下さっている2人です。5人で、協力し入居者さんと日々過ごし、前に進んでいきたいと思っています。

人柄ですが……もちろん皆優しいです。本好き・映画好き・食べるのが好き・お話し好き・マッサージ上手・等など、個性豊かな方々です。

まだまだ、色々な事が手探り状態ですが、様々な困難を弁護士・スタッフ・ボランティア・支えて下さる皆さんと乗り越えていきたいと思っています。

寄付・入会のお祝い

子どもシェルターの運営には子どもたちの生活費やスタッフの人件費などで年間約1500万円の資金が必要です。しかし、行政から支給される公費だけでは不十分で、皆様からのご寄付を必要としています。

ご寄付をいただいた方には子どもシェルターの活動報告やイベントの案内などをお送りしますので、お振込後、住所、氏名、電話番号、ご寄付いただいた金額をFAXまたはハガキでレラピリカまでお知らせください。皆様からの温かいご支援をお待ちしています。

■入会のお祝い

レラピリカでは、私たちの活動理念に賛同して入会していただける方を募集しております。

会員には正会員と賛助会員の2種類があります。

入会を希望される方は、「入会希望」と明記のうえ、住所、氏名、電話番号をFAXまたはハガキでレラピリカまでお知らせください。レラピリカより入会申込書をお送りします。

■会員の種別

【正 会 員】 総会で運営方針などについてご意見をいただく会員(個人のみ)

【賛助会員】 主に資金の面から援助していただく会員(個人、団体)

■年会費

【正 会 員】 5万円(別途入会金10万円)

【賛助会員】 個人一口5,000円(一口以上)、団体一口1万円(一口以上)

連絡先

〒060-0042 札幌市大通西12丁目
北海道高等学校教職員センター 5階 合同法律事務所内
電話：011-272-3125 FAX：011-272-3126

寄付及び 入会金の振込先

北洋銀行札幌西支店：普通5170871

特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田信也

郵便振替口座：加入者名 特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ
口座記号027109 口座番号101160

ご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。

ニュースレター創刊号、第2号にてご紹介させていただいた以降、新たにご支援を頂戴いたしました企業様・団体様をご紹介申し上げます。(敬称略 2015年6月30日まで)

青柳株式会社

株式会社オーク

コストコホールセールジャパン株式会社

一般財団法人札幌信用金庫社会福祉基金

公益財団法人札幌法律支援基金

新・北海道石炭じん肺訴訟弁護団

財団法人ニトリ文化財団

日本メイスン財団

社会福祉法人北海道共同募金会

株式会社メディカルサポート

ご寄付・ご支援のお礼

副理事長 大川 哲也

平素より「特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ」の活動にご理解いただきありがとうございます。

当法人の活動内容について若干敷衍いたしますと、平成25年12月24日の開設後、これまで(2015年6月1日現在)28名のご利用をいただきました。喜ぶべきことなのか非常に悩ましいのですが、数多くの子どもの保護していることは事実であります。各位からの暖かいご支援により、建物を新築することができ、子どもの部屋を完全個室にできたことなどが、多くの利用を可能とする大きな要因です。業務につきましては、悪戦苦闘の毎日ですが、これまでのところ財政的には順調に推移しております。

頂戴した暖かいご支援に報いるべく、役職員一同、これからも、この厳寒の北の地で一人でも多くの子どもを救うため全力で取り組んでいくことを誓約申し上げます。今後ともご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

羽ばたくための 準備をしていきましょう

広い北の大地を
風のように
自由に駆け抜けて
欲しい

●レラピリカに込めた願い

レラピリカとは、アイヌ語で「美しい風」という意味です。
居場所のない子どもたちが、子どもシェルターで生活する間に
少しでも生きる力を蓄え、
子どもシェルターを巣立って行った後は
広い北の大地を風のように自由に駆け抜けて欲しい、
そのような願いが込められています。

声を聞かせて!

詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができるか
検討します。

入所できるのは原則20歳未満の女子で、入所する
際は基本的な約束ごとを理解していただきます。
子どもと面談して、入所の意思を確認します。
入所が難しい場合でも、相談にのったり助言をしたり
することもできます。他の専門機関への橋渡しを
することができる場合もあります。

そして、大空へ...

次の生活の場所が見つかったら、レラピリカは卒業
です（利用期間は2週間から2か月くらいを目安とし
ています）。

卒業した後も、困ったことや悩みごとがあればいつ
でも子ども担当弁護士に相談してください。

卒業後も
困ったことや
悩みごとがあれば
いつでも
相談できます

翼が疲れたら...

居場所のない子どもや相談を受けた大人・機関は、
レラピリカに電話してください。

電話番号

011-272-3125

ようこそ、 レラピリカへ!

利用料（食費や宿泊費など）は無料です。

ゆっくり休んで、自立に向けて羽ばたくための力を蓄
えましょう。

子ども一人ひとりに子ども担当弁護士がつき、法的
な支援や親権者などとの交渉を行います。

家庭への復帰、一人暮らし、住み込み就労、自立援助
ホームなど、次の生活の場所を一緒に探します。